

# 危険物 Q & A 集

整理番号	41	区分	申請・届出	B	2
質問	移動タンク貯蔵所（タンクローリー）を使わなくなって10年以上になります。完成検査済証や設置許可申請書類は紛失してしまいました。どうすればいいでしょうか。				
回答	危険物施設を廃止するときは、廃止届出書を提出する必要があります。 もし、完成検査済証等を紛失したのであれば、移動タンク貯蔵所が常置されている消防署に相談してください。				
根拠法令等	消防法 第12条の6 危険物の規制に関する規則 第8条 京都市危険物規制規則 第8条				